違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.11　2018年12月3日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6
渋谷協栄ビル6階
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

安保法制違憲訴訟は、22の地裁で25の裁判が行われています。全国の総原告数は、7617名となりました。東京の国賠訴訟は7月に忌避の申し立てがなされ、裁判の進行が止まってます（ニュース編集時）。差し止め訴訟は、10月に1回目の原告本人尋問を終え、次回、12月14日（金）に2回目の尋問が予定されています。

第9回 東京差止訴訟期日・原告本人尋問（12月14日）
原告らの被害の実情と差し止めの必要性について

力による紛争解決は核兵器の使用に行きつく

田中 熙巳（被爆者）

長崎へ原爆が投下されたのは1945年8月9日で、私は13歳、旧制中学1年生でした。かつて人類が経験したことのないことが突然起こったのです。一発の原爆で、一つの町を爆心地から同心円で破壊するのです。被害に遭った人たちの姿は百人百様に悲惨でした。70余年前の被爆の苦しみが解決されていないのに、再びその危険に踏み出すことになった新安保法制は、私の平和的な生存も、私たち被爆者の人間としての尊厳も顧みないことです。

安保法制と身の危険

森 謙治（厚木基地周辺住民）

自宅は厚木基地のすぐそば。頭の真上を軍用機が飛び交う。小学校4年の授業中、ジェット機が近くの鉄工所に落ちて、机のそろばんが衝撃で落ちた。黒煙が上がるのが見え、5人が亡くなったと聞いた。戦争と背中合わせの地で、その後小学校の教師となり、子どもたちと「あたらしい憲法のはなし」を繰り返し読んだ。いまは退職し、週に3日人工透析に通う。透析患者は平和でなければ生きられない。安保法制で戦争の危険が増すことは、自分の命の危険に直結し、底知れぬ不安が募る。

障がい者は平和でなければ生きられない

原 かほる（障がい者）

両親と自分、家族全員が障がい者。「障がい者はお荷物」という意識が今なお強い社会で自立し、学習塾講師を経て現在静岡県職員。障がい者が生きられるのは平和であればこそ。それは、戦時中の障がい者抹殺や学童疎開からの排除等を見れば明らかだ。戦後、平和憲法の下、障がい者も個人として尊重される世の中に。しかし安保法制により、戦争が引き起こされ、両親共々その存在自体が社会から疎まれ、生命さえも脅かされる不安と恐怖が現実のものに。

だれの 子どもも ころさせない

小川 佳代子（ママの会）

福島原発事故の後、身にしみたんです。黙っていたら我が子が死んでしまうかも知れないと。安保関連法の通過の過程を見て、私たち母親は直感で知りました。この国はすでに戦前に突入しているのだと。ルール無視の強行採決。民主主義の崩壊。立憲主義の崩壊。誰がこのクーデターを共謀してるんですか？テロリストは国会の中にいるんじゃないんですか？当たり前の平和がどれだけすばらしいことか、この国に生きているから感じることができました。それを、子どもたちにも、さらに次の子どもたちにも渡していきたい。

積載品やタンクが狙われれば大惨事の貨物列車

橋本 次男（鉄道貨物運転士）

JR貨物の運転士です。過去、幌をかけ砲筒を外した大砲が運ばれたこともありました。今は全てコンテナに封緘され中に何が積載されるかは運転士には分かりません。コンテナを積載した貨物列車が発車前のヤードに沢山停められており、また石油タンクを運ぶ時には市街地を通るので狙われれば大惨事です。運転士は、時間を守って安全に運ぶことだけを徹底して指導されますが、今、わずかな攻撃で大惨事を起こす危険を強く感じます。

研究をフィールドワークに広げた憲法学者

飯島 滋明（学者）

母校の葛飾区の小学校は戦時中の米軍機の機銃掃射で最初に児童が亡くなり、銃痕を残す校舎でした。傷痍軍人の姿も戦争の恐怖を感じました。憲法学者になり現場を歩いて初めて9条の意義を知りました。安保法制も現場の自衛官に会ってみて、その問題性を知りました。日本の防衛に不要な武力行使を認める「安保法制」の実態を解明しつつ、法廷ではワイマール共和国の裁判官の歴史的な教訓を伝えます。安保法制の違憲を判断すべきです。

第8回 東京差止訴訟期日（10月15日）
原告本人尋問で、安保法制による被害を訴えました

二度と不幸な子どもを作らないでください！

金田 マリ子（空襲体験者）

小学校3年生だった昭和20年3月10日に集団疎開から戻って上野駅に着きました。その日の夜半に、2時間余の間に10万人が亡くなり，100万人が被害を受けたという東京大空襲がありました。見慣れた町の様子はなくただ焼け野原でした。孤児になり、私は親戚を転々としました。食事は満足に食べられませんでした。小間使いのように働かされ、親と一緒に死ねばよかったのといわれて、夜布団の中で母を思い泣いていました。

在日コリアンが感じる恐怖

崔 善愛（ﾁｪ･ｿﾝｴ）（在日コリアン）

有事でない現在においてでさえ、ヘイトスピーチの対象とされ攻撃を受けている在日コリアンにとって、新安保法制法に基づいて自衛隊が海外で専守防衛の枠を超える武力行使を行うということは、敵国人としての扱いを受けることになるか、そうでないとしても、外国人として監視対象に置かれたり、出入国を制限されたり、強制収容あるいは強制送還されたり、最悪の場合には虐殺されたりするという恐怖を現実に感じさせるものなのです。

予備自衛官になるのが採用条件なら徴用と同じ

竹中 正陽（船員）

2隻の民間大型フェリーが、防衛省が関与して新たに作られた特別目的会社に売却され、平時は通常の商業輸送を、訓練や有事の際には自衛隊の指揮命令下に入り、自衛隊や米軍の物資を運ぶことになりました。新会社の船員は予備自衛官になることが前提です。商業輸送時は船員法上の船員、有事の際は自衛官となり就労を拒否すれば罰則が待っています。これは徴用以外の何ものでもありません。戦争中は、船と船員が軍の管理下に置かれ大きな犠牲が出ました。

安保法の成立で日本の民間機は攻撃対象になる

山口 宏弥（元航空機機長）

2016年11月30日、PKO協力法の下、日航機がチャーターされ南スーダンへ119名の自衛隊員が輸送されました。これは閣議決定で、「駆け付け警護」や「宿営地共同防衛」などの任務が付与され、武力行使も前提とした自衛隊員の輸送でした。他国の戦争の助太刀をする自衛隊員の輸送は、輸送そのものが相手国から敵視され攻撃されるだけでなく、報復テロの対象が、他の日本の民間機や、一般市民へと広がることにもなります。

安保法制はテロの危険を現実的なものとした

市川 平（横須賀基地周辺住民）

改正自衛隊法95条2の最初の適用は、この横須賀からヘリ搭載護衛艦「いずも」による米艦への武器防護でした。また、100条の6～8は、米軍への給油や物資の提供を認めていますが、これも横須賀で行われています。横須賀が攻撃のターゲットにならないなんて誰も保証できないでしょう。被告国は、「単なる漠然とした不安」と言っていますが、冗談じゃありません。横須賀の現地の不安はそんな甘いものではないのです。

安保法制は政治家たちがつくった人災

志葉 玲（ジャーナリスト）

安保法制による弊害は、未来のことではなく、既に今、直面するものとなっています。ジャーナリズムの使命において、場合によっては全てを捨てることも仕方なし、という覚悟をしているとは言え、リスク自体の不当性を追及しないまま、リスクを甘受するわけにはいきません。人々の知る権利を保障し民主主義の礎であるものに自らの全てを捧げる者であるからこそ、私は、安保法制に反対し、その廃止を求めます。

原発は仮想敵が引き金を握っている核兵器

小倉 志郎（元原発技術者）

安保法制によって地球のどこでも米国と軍事行動が起こせるようになれば、原発が狙われます。原発を武力攻撃から守ることは不可能です。チェルノブイリは30年以上経っているが人が住めない。福島も7年経っているが、まだ戻れない。環境にばら撒かれた放射能による内部被曝は防ぐことができません。命と健康への影響の恐ろしさは測り知れないものです。これ以上、私たちの国土を放射能で汚染させてはなりません。

報告

午後1時半に開始して、一人20分、4時終了とされていた原告本人尋問でしたが、4時40分までかかりました。予定時間を過ぎていることについて、裁判所からは特段の訴訟指揮もなく、それぞれが、差し止めの必要がある被害の主張を十分することができました。先の国賠のときの裁判長とは、だいぶ印象が違いました。裁判のこれからの展開に期待を持つことができました。

口頭弁論終了後の報告集会で、ピアニストでもある崔善愛（チェ・ソンエ）さんが、「演奏が終わったときのよう」とおっしゃったのが印象に残りました。

（事務局次長　山口あずさ）

裁判の公正と独立を問う ―忌避の申立てについて―　弁護士 古川（こがわ）健三

【はじめに】

2018年7月20日の口頭弁論期日で、弁護団共同代表の寺井弁護士が忌避の申立てをするとともに、口頭でその理由を簡潔に発言しました。するとどうでしょう、裁判長以下3名の裁判官は、一心不乱に寺井弁護士の発言内容をメモし始めたではないですか。今まで法廷で見せたことがないくらいの真剣さでした。これくらい真剣に法廷での意見陳述や原告本人尋問にも耳を傾けてくれていたら、忌避などしないで済んだだろうに、と思ったのは私だけでしょうか。

東京地裁は、私たちの忌避申立てを8月10日付で却下しました。私たちはこれに対しただちに抗告（異議）を申し立てましたが、東京高裁は9月28日付で抗告を棄却しています。私たちは、憲法違反（裁判を受ける権利を定める32条違反、裁判官の独立を定める憲法76条3項違反）を理由に最高裁判所に特別抗告を申し立てており、今後、最高裁判所の判断がなされる予定です（11月21日現在）。本稿では、私たちが提出した特別抗告理由書のあらましを紹介したうえで、今日の裁判所が直面している問題点を探りたいと思います。

【裁判の独立と本件における裁判官人事の問題】

民主主義社会の基礎である多数決原理は、法治主義と矛盾することがあります。司法が立法権、行政権から独立していることは法治主義を守るための要であり、裁判の公平中立を担保しています。さらに司法の独立を守るためには、個々の裁判官が、独立して職務を行うことも必要です。したがって裁判官の職務に対して人事権を通じて干渉することは許されないのです。

ところが、本件では裁判官は次から次へと交替しました。特に最後に交替した左陪席裁判官は、訴訟の第1回期日からずっと審理に関わっていて、原告の意見陳述や本人尋問を直接見聞していた唯一の裁判官でした。この左陪席裁判官は、2018年4月に行われた進行協議期日を最後に本件の担当から外されていますが、彼は人事異動したわけでもなく、交替後も同じ部の同じ係に所属したままでした。これを恣意的と言わずして、果たして何が恣意的だというのでしょうか。このことを私たちは忌避申立ての最初から主張してきましたが、地裁決定も高裁決定も何の反論、弁明もしませんでした。裁判の独立を軽んずる姿勢には驚きを禁じえません。

【裁判の公正とは何か】

裁判は、公平適正に行われなければなりません。そのために裁判官は予断や偏見を排除して、法廷に現れた証拠にもとづいて判断し、法律を公正に適用しなければなりません。裁判官は、訴訟の書面や証拠をろくに読みもせずに予断で決めつけたり、外からの圧力に屈したり、権力者の意向を忖度してはいけません。

本件では、7月20日の法廷で正式に証人申請を却下していますが、その方針は4月16日に行われた進行協議であらかじめ示されていました。進行協議の際に、裁判長と右陪席裁判官は着任したばかりで、弁論更新手続もまだ行われていませんでした。

ところで、最高裁判所は2018年10月17日、ツイッターで裁判に関する記事を投稿した東京高裁判事の行為が裁判の公正を疑わせるものであった、としてその裁判官を懲戒する決定をしました。この裁判官は、職務外で、自分の担当していない確定した事件についてごく短いコメントを付けてツイッターに投稿したにすぎません。このような、自分の担当外の事件へのコメントですら裁判の公正を疑わせるのなら、ましてや、自分の担当事件について、着任後間もないのに証人の必要はないなどと決めつけることはより一層裁判の公正を疑わせるのではないでしょうか。裁判官は、みずから担当する裁判においてこそ、もっとも慎み深く行動して公平中立を保たなければならないのではないでしょうか。

私たちは、この最高裁判所2018年10月17日決定の趣旨からすれば、裁判官の忌避は当然認められるべきものであると、最高裁判所への特別抗告の理由に書いています。さて、果たして最高裁判所は自ら下した決定と、忌避事件で東京地裁、東京高裁が示した判断との矛盾をどう説明するのでしょうか。あるいは一言もその矛盾に触れずに終わるのでしょうか。個々の裁判官の職務外の言動を厳しく監視しておきながら、裁判官が職務上で行う言動は広く自由裁量に委ねるというのでは、裁判所は権力に汲々とする黒服を着た人々の集うバベルの塔にすぎなかった、ということになるのではないでしょうか。

【法を守る裁判所なのか、国家権力を守る裁判所なのか】

本件では、私たちは裁判所のあり方、司法と立法・行政とのありかたを常に問うてきました。それはまさに新安保法制が法治主義、立憲主義をないがしろにして「成立」したことにさせられたものだったからです。法の番人として、司法は新安保法制強行の蛮行を認めることができるのか。それとも何一つコメントすることなく、黙認して通すのか。まさに裁判官の良心と尊厳が試されているのです。

先日私は、原発運転を差し止めた判決を書いた元裁判官の話を聞く機会がありました。彼は明快に、「国民が驚くようなことを通してはいけない」と断じました。そして、裁判官には憲法で独立と身分が保障されているのだから、それができるはずだと。

本件での裁判官忌避申立は、形を変えた裁判所へのエールである、と私たちは考えています。そういう意味を込めて、書面には著名な民法学者である我妻栄が、「（裁判所が）政治に密着するのがかえって国のためじゃないか」という疑問に答えて「それではせっかくの憲法を政府のやり方でゆがめてしまって、憲法をないがしろにすることになってしまう」と指摘していることを引用しました。

我妻の言葉を噛み締めて、それを体現しようという判決を書く裁判官が必ずどこかにいるはずだ、だからこそ私たちはこの裁判に打って出たのです。

第4回 安保法制違憲訴訟全国経験交流会

－裁判官の人間としての良心に訴えかけるために－

2018年9月29日、30日の両日、全国の弁護士が一同に集い経験交流会が行われました。あいにくの台風で飛行機が飛ばず欠席になってしまった九州の弁護士もいましたが、約70名が参加しました。以下に概略をご紹介します。

1日目は、安保法制違憲訴訟全国ネットワーク代表の寺井一弘弁護士からの開会挨拶で始まりました。「本日の経験交流会は全国で展開されている貴重な戦いを踏まえて、この訴訟を勝ち抜くための有意義で価値あるものとして是非とも成功させたい。各地から手弁当で参加されたみなさんに、心から敬意を表しています。」

続いて、伊藤真弁護士による基調講演「安保法制違憲訴訟の意義と課題」が行われ、「国旗国歌を単に法律に明記しただけで、ここまで社会は変わる。憲法に自衛隊を明記するのであるから、その事実上の影響力の大きさは法律の比ではない。」と指摘されました。

次に、又坂常人信州大学名誉教授による講演「違憲訴訟と損害論」がありました。「一番の問題は本体、すなわち違憲性の問題に入る前に裁判所から排除されてしまうこと。損害がない、具体的な権利がないと入口のところで撥ねられる。問題を整理して別の戦略があり得るのではないか」との問題提起がなされました。全国の弁護団にとって最も重要な共通テーマであり、議論が白熱しました。

1日目の最後には、大崎事件に関して鹿児島弁護団の鴨志田祐美弁護士から特別報告が行われました。冤罪事件への対応に典型的に司法の歪みが現れていることから、再審制度のあり方を大いに考えさせられました。

2日目は、各地からの報告が行われました。各地からの発言を順を追ってご紹介します。なお、台風で欠席した地域については、事前アンケートからのご紹介となります。

【札幌】原告陳述書の作成に関して、平和的生存権、人格権侵害の視点が難しい。運動としては、「審理及び判決にあたり違憲審査権の積極的な行使を求める署名」に取り組んでいる。

【釧路】意見陳述について打ち切られそうになったが、全国各地の実績を紹介したところ、継続できることになった。NHKのインパール作戦などのDVDの証拠化を引き続き考えている。また、地震の影響で中断しているが、帯広がオスプレイの給油地になるという問題があり、安保法制とも関連しているので、書面に反映したい。

【福島】いわき支部での提訴。損害をどう捉えるかについて議論してる。福島独自の準備書面として、英米法のノミナルダメージ（名目的損害）を認めるという法理を民訴248条と絡めて損害の立証のハードルを下げられないかと考えている。

【群馬】原告全員の陳述書を作成すべく努力している。原告本人尋問に向かう前に安保法制の客観的な危険性を立証するため、ジャーナリストの証人を認めてもらえないかと考えている。また、各地で国民保護法に基づく計画が作られ、群馬の場合は、ゲリラ等の攻撃を想定される地域となるので、まさに平和的生存権の侵害の具体化ではないかと考えている。

【埼玉】期日は次回で10回目。年明けには証拠調べの請求をしなければならない。全国各地でどう取り組んでいるか知りたい。宮﨑礼壹先生の証人を全国どこか一箇所でも採用してもらえばマスコミも取り上げてくれるのではないか。ペーパーということでは、期待権ということで主張を整理しようと考えている。

【東京（国賠）】原告の陳述を裏付けるために証人申請をしていたが、認められなかったので、証人の意見書作成に取り組んでいる。また、たくさんいる原告の中からどの原告に時間を割いて、いい陳述書を書いていくのか、選ぶのに苦労している。

【東京（差止）】裁判所は、原告それぞれが各人の被害を訴えていることから、本人の話を聞かなければならないということで、13人の原告本人尋問が決まった。尋問終了後に、証人採用について考えるということになっている。

【女の会（東京）】２回目で意見陳述は認めないと裁判所から言われたが、準備書面の要旨の陳述を原告にしてもらうという方法で、原告の陳述を続けている。また、これまでに 17 本の準備書面を出している。証人については、自衛隊によるリスクについて清末愛砂先生、どのように政府見解を変えてきたかについて、閣議決定が行われた当時の内閣法制局長官である横畠裕介氏に尋問したいと考えている。

【神奈川】次回、証人尋問と原告本人尋問を請求する。陳述書は、準備書面に援用できるもの、出した方がいいもの、出さない方がいいと思われるものもある。安保法制の制定後、横須賀での自衛隊の増強や、スマトラ沖で日英の共同訓練も続いている。根拠法がわからないし、報道もされていない。安保法制制定後の具体的な動きがこの訴訟でどのような位置づけになるか。皆さんのご意見を伺いたい。

【山梨】法廷で、つい拍手が出てしまう場面があり、裁判所からは拍手は控えるようにとの要請があった。音は出さないけれど、Ｖサインをしようとの原告のアイディアで陳述が終わるたびにＶサインをし、裁判長は苦笑いをしていた。

【長野】あと 1、2 回の期日のうちには立証計画を求められると思う。陳述書の集まりが少ないので聞き取りをしなければならない。特徴的な原告が少なく、どうやって損害論を構成するか苦慮している。

【愛知】全国で 25 番目、最後に提訴した。まだ始まったばかり。第 1 回期日は 12 月 19 日となったが、みなさんの活動を参考に今後の活動を進めたい。

【京都】憲法改正権の侵害という点について、関西大学の吉田栄司先生に意見書をお願いしている。

【大阪】損害論が今、一番問題になっている。陳述書を提出するタイミングで記者レクをする予定。100 人の大法廷が満杯になり、裁判官も下手なことを言うと野次が飛んでくるという緊張感がある。

【岡山】裁判長から原告の意見陳述は節目ごとに行うということで、第5回目からは代理人のみが意見陳述を行っている。陳述書をまとめるにあたって、損害論をどう捉えるか、悩みながらまとめている。2月末には、損害論の総論と安保法制ができてから以後の具体的な危険な事実についての準備書面を検討している。

【広島】意見陳述で裁判所と対立がある。前回の９月５日、元岩国市長の井原勝介さんの原告意見陳述を予定していたが認められなかったので、準備書面として提出しようとしたが拒否された。訴訟進行について、担当部が早く進行させてさっさと終わらせるという態度が顕著。

【山口】県内の戦争法反対運動の中で本訴訟が生まれたことが、広範な市民の共闘を持続する力になっている。

【高知】憲法改正決定権について、かなり違った角度から権利性、違憲侵害の問題が捉えられるのではないかと考えている。原告全員で勝訴を目指すのは難しいので、陳述書を仕上げた段階で、この本人（原告）で勝つとの集中化も考えている。

【福岡】被告の国は認否しないことで裁判官に圧力をかけている。裁判官の人間としての責任を問うんだということを堂々と主張し続けていかなければならない。被害論については、福岡の原告に即して類型化した主張をしている。

【長崎】マスコミ対策として、期日の前に記者レクを行っている。また講演会などを開いて記者会見を行い、関心を持ってもらう努力を行っている。記者に一般論のところから説明する機会を設ける必要がある。

【大分】憲法違反の法律を作られただけで損害の発生として十分じゃないかという原告らの素朴な感覚が強く、陳述書作りに苦労している。また、書いてくれても抽象的な違憲論になりがち。

【宮崎】毎回の期日に、安保法制による危険性が増しているということを主張するために、関連する新聞記事を提出している。弁論は 40 分確保して、前半で準備書面をパワーポイント化してプレゼンテーションし、後半で意見陳述を３件行っている。また、平和的生存権について、大論文の準備書面も作成中である。

【鹿児島】毎回、原告準備書面の要旨をパワーポイントを用いて陳述している。

【沖縄】アンケート式陳述書を鋭意集めている。宮古島で原告との交流集会を開催した。

各地からの報告の後、会場からの要望で２日目もご参加いただくことになった又坂名誉教授をまじえて、引き続き議論しました。その中で、愛知弁護団に参加されている青山邦夫元裁判官も発言されました。「イラクの時は、国が軍隊を出すことに反対表明したことによって、天木直人さんという外交官が退職に追い込まれ、また NPO の現地での活動が損害を被ったという実体的な問題があった。平和的生存権を主観的な権利として構成することは間違いではない。」

また、東京の差止訴訟の原告でもある飯島滋明名古屋学院大学教授から、運動論の側面からの発言もありました。「憲法改正は現実の政治課題として捉えるべき。最近怖いと思うのは、選挙についてデマが多いということ。改憲手続の際、６０日間にデマが出され続けたら勝てないのではないか。若者は安倍支持だという。ネトサポ（自民党公認ネットサポータークラブ）がわざとデマを流している。」

最後に、寺井弁護士から閉会の挨拶がありました。「この戦いは歴史において絶対に負けるわけにはいきません。現在、国の内外は 1933 年ナチス台頭の社会状況ときわめてよく似てきています。私たち法律家、弁護士が国民市民と固く連帯して、渾身の力でこの状況を昇華させていかなければならないと考えております」

（報告　事務局次長　山口あずさ）

特別寄稿 安保法制違憲訴訟に期待する

又坂 常人（信州大学名誉教授）

2015年9月、政府・与党は集団的自衛権の行使容認を中核とする「安保法制法」を野党の反対を押し切り強行的に成立させた。これは、法律によって実質的に憲法規範 - しかも現行憲法の根本規範の一つともいうべき平和主義を担保する9条 - を改変した、まさに法的クーデタの産物である。

立憲主義そのものを破壊するという点において、個別の憲法規範との抵触が問題となる「普通の」違憲立法とは次元を異にする悪質で危険なものである。そうであればこそ、法成立後の闘いには反対の意思を表明し続けるといったレベルではなく、安保法を廃止し、あるいはその発動を実効的に阻止し、それによって、憲法規範改変状態の是正と立憲主義の回復を目指すという、政治的及び法的（司法的）な運動が求められたのであった。

現在、政権中枢の安倍氏を中心とする改憲グループは、参院で3分の2以上の議席を保有できる来年夏の参院選前に、改憲発議を強行しようとしている。違憲法律を合憲化するための改憲、まさに第2の法的クーデタを彼らは目指している。このような状況下で現に進行中の全国の違憲訴訟に期待される課題とは何か。

安保法制違憲訴訟は、法的に安保法の発動を阻止するための手段として、重要な位置を占めるものである。それはたんなる被害者を救済する裁判闘争ではない。個別法令の違憲性を救済の必要がある限りにおいて判断することを求めるだけの訴訟でもない。私たち一人一人の市民が、主権者としての権利を回復し、尊厳を取り戻す闘いであり、戦前の全体主義の復活を阻止する闘いである。

重要なことは、裁判外で展開される多様な運動との連携を積極的に構築し、むしろその一環として裁判闘争を位置づけるという視点である。連携によって得られる「政治的効果」を、裁判が全国で多数の裁判所に係属しているという事実それ自体のもつ政治的効果と結びつけることは、一定の効果を生むであろう。さらに当然のことであるが、訴訟における法律論としての違憲論を、より洗練されたものに、良心的な裁判官に受容可能なものに可能な限り近づけていく努力も必要とされるであろう。

この裁判の帰趨は今後の違憲訴訟のあり方、そして立憲主義の将来にとって大きな影響を与えることとなろう。筆者もこのような課題に答えるべく、微力を尽くしていきたい。

全国の提訴・裁判の状況（2018年11月21日現在）

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	未定
	差止・国賠	12月14日 13:30
	女の会 国賠	3月8日 14:30
札幌	差止・国賠	12月21日 16:30
釧路	国賠	2月4日 14:30
福島（いわき）	国賠	12月4日 13:30
神奈川（横浜）	差止・国賠	11月29日 11:00
埼玉（さいたま）	国賠	3月20日 15:00
群馬（前橋）	国賠	1月23日 14:00
山梨（甲府）	国賠	1月15日 15:00
長野	国賠	2月15日 10:30
愛知（名古屋）	国賠	12月19日 10:00
大阪	差止・国賠	2月22日 15:00
京都	国賠	12月18日 15:00
岡山	国賠	5月15日 11:00
広島	差止・国賠	1月23日 13:30
山口	国賠	2月24日 14:00
高知	国賠	12月11日 11:30
福岡	国賠	1月22日 14:00
	差止・国賠	12月19日 14:00
長崎	国賠	1月28日 11:10
大分	国賠	12月27日 10:30
鹿児島	国賠	1月22日 15:00
宮崎	国賠	2月6日 15:00
沖縄（那覇）	国賠	1月15日 13:30

東京地裁次回期日

【差止・第9回期日】**2018年12月14日（金）**

12:30　地裁前アピール行動！

13:00　傍聴券抽選

13:30　**開廷（原告本人尋問）**

田中熙巳（被爆者）、原かほる（障がい者）、橋本次男（鉄道貨物運転士）、森謙治（厚木基地周辺住民）、小川佳代子（ママの会）、飯島滋明（憲法学者）

18:00　報告集会　弁護士会館 講堂 クレオA

※いつもと場所が異なります。ご注意ください。

ご支援のお願い

安保法制違憲訴訟は多くの方に支えられています。まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。

年会費一口3000円（何口でもかまいません）です。裁判費用やニュースの発行、また支える会の活動などに使用します。

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょﾀﾞｲﾚｸﾄ：口座記号・番号：00140-514288

ATM：口座記号・番号：001405-514288

窓口：口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店　　番：〇一九（ゼロイチキュウ）（019）

預金種目：当座　口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222　fax.03-5289-8223
E-mail　soshou.sasaeru@gmail.com